

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

神戸市長

年 月 日

届出者 提出する方の氏名

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	店舗名
	②-1所在地	〒 ー ー 神戸市 (電話 ー ー ー)
	②-2車両番号等	鉄道等の車両内に店舗が所在する場合のみ記入
	③営業許可番号	第 〇〇〇〇SA〇〇〇〇号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名(法人にあっては、その名称)	店舗のオーナーの氏名・法人名
	(ふりがな)	
	②法人にあっては、その代表者の氏名	①が法人の場合のみ記載
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 ー ー 店舗住所ではなく代表者住所又は法人所在地 (電話 ー ー ー)
3備考	(担当者)氏名 (担当者)職名 (担当者)連絡先 ー ー ー	
	その他伝達事項	

営業許可済証
営業許可通知書 より

- (注意)
- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

要件チェックシート

届出書の記入前に、既存小規模飲食店の要件を確認しましょう。

1. 営業開始日は令和2年4月1日以前ですか？

営業開始日： 年 月 日

現在の所在地で営業を開始した日

2. 個人経営、または資本金5千万以下の中小企業ですか？

どちらかに○（企業の場合は資本金額を記入）

個人経営

中小企業

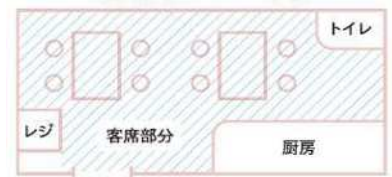
資本金額：

3. 客席部分の面積は何平方メートルですか？

100平方メートル以下であることが必要です。

m²

【客席面積のイメージ図】



※「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

1～3の全ての要件を満たせば「飲食可能な喫煙区域」の設置が可能です。

※要件に1つでも当てはまらない場合は、「店内全面禁煙」または「喫煙専用室の設置」のご対応をお願いします。

標識の必要枚数を以下にご記入のうえ、返信用封筒を同封して届出書と一緒にご返送ください。
後日、保健所より郵送いたします。

「喫煙可能」標識

枚

「喫煙区域あり」標識

枚

「喫煙区域」標識

枚

届出書提出後に店内を全面禁煙するなど、内容に変更があったときは、廃止届・変更届をご提出ください。